

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成27年11月末・速報）

目 次

表1	罪名別の新受人員の推移	1
表2	庁別の新受人員，終局人員及び未済人員の推移	2
表3	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	4
表4	裁判員候補者名簿記載者数，各段階における裁判員候補者数及び 選任された裁判員・補充裁判員の数の推移	5
表5	平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）	6
表6	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで） 別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	6
表7	平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）	7
表8	平均取調べ証人数の推移（自白否認別）	8
表9	平均評議時間の推移（自白否認別）	9

表1 罪名別の新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (11月末)
総数	10,305	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,212
強盗致傷	2,426	295	468	411	329	342	321	260
殺人	2,190	270	350	371	313	303	302	281
現住建造物等放火	993	98	179	167	128	141	136	144
傷害致死	893	70	141	169	146	136	131	100
覚せい剤取締法違反	811	90	153	173	105	105	129	56
(準)強姦致死傷	760	88	111	137	124	121	91	88
(準)強制わいせつ致死傷	745	58	105	105	109	133	131	104
強盗強姦	423	61	99	83	59	57	36	28
強盗致死(強盗殺人)	264	51	43	37	37	37	27	32
偽造通貨行使	192	34	60	30	34	12	4	18
危険運転致死	144	13	17	20	27	21	23	23
通貨偽造	100	14	18	20	19	17	4	8
集団(準)強姦致死傷	72	13	2	17	6	9	17	8
銃砲刀剣類所持等取締法違反	59	13	5	3	4	10	10	14
逮捕監禁致死	53	4	18	21	1	4	3	2
保護責任者遺棄致死	49	7	9	12	4	5	7	5
組織的犯罪処罰法違反	46	6	5	-	-	3	14	18
麻薬特例法違反	24	1	5	3	2	1	1	11
爆発物取締罰則違反	15	6	-	-	5	2	-	2
麻薬及び向精神薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	-	-
身代金拐取	6	-	3	-	1	1	1	-
拐取者身代金取得等	2	-	-	-	-	-	-	2
その他	29	3	3	5	2	3	5	8

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

5 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。

6 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

8 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

9 速報値である。

表2 庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年(11月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
総数	9,412	8,489	923	1,142	148	994	1,591	1,530	1,055	1,624	1,568	1,111	1,345	1,526	930	1,329	1,415	844	1,303	1,220	927	1,078	1,082	923
東京地裁本庁	846	757	89	98	9	89	149	138	100	138	136	102	120	132	90	119	137	72	127	111	88	95	94	89
東京地裁立川支部	256	240	16	43	4	39	51	54	36	46	40	42	31	48	25	39	38	26	30	35	21	16	21	16
横浜地裁本庁	439	395	44	41	3	38	82	65	55	88	84	59	59	81	37	62	61	38	54	51	41	53	50	44
横浜地裁小田原支部	83	81	2	9	2	7	9	12	4	20	12	12	6	14	4	14	8	10	14	18	6	11	15	2
さいたま地裁本庁	469	419	50	59	7	52	74	68	58	67	77	48	91	79	60	55	77	38	71	58	51	52	53	50
千葉地裁本庁	971	898	73	115	14	101	175	143	133	194	202	125	118	166	77	128	128	77	149	121	105	92	124	73
水戸地裁本庁	202	176	26	22	1	21	38	48	11	29	25	15	28	29	14	27	27	14	27	24	17	31	22	26
宇都宮地裁本庁	159	146	13	16	1	15	26	26	15	26	26	15	23	26	12	36	30	18	19	23	14	13	14	13
前橋地裁本庁	134	123	11	21	1	20	22	33	9	24	20	13	31	29	15	9	17	7	15	12	10	12	11	11
静岡地裁本庁	56	51	5	4	-	4	8	9	3	12	8	7	10	10	7	5	7	5	8	9	4	9	8	5
静岡地裁沼津支部	82	68	14	11	2	9	13	14	8	16	13	11	11	16	6	8	7	7	16	7	16	7	9	14
静岡地裁浜松支部	57	50	7	5	1	4	8	6	6	8	7	7	9	11	5	10	7	8	10	11	7	7	7	7
甲府地裁本庁	69	68	1	8	2	6	10	9	7	15	12	10	12	16	6	9	12	3	11	9	5	4	8	1
長野地裁本庁	60	56	4	11	1	10	12	14	8	10	11	7	8	12	3	4	4	3	10	6	7	5	8	4
長野地裁松本支部	44	42	2	7	1	6	9	7	8	7	11	4	6	6	4	7	8	3	6	7	2	2	2	2
新潟地裁本庁	81	76	5	7	-	7	17	17	7	20	14	13	10	16	7	8	12	3	12	9	6	7	8	5
大阪地裁本庁	810	719	91	108	12	96	119	126	89	130	113	106	123	123	106	122	134	94	107	120	81	101	91	91
大阪地裁堺支部	219	204	15	29	1	28	43	38	33	42	41	34	31	41	24	35	37	22	22	28	16	17	18	15
京都地裁本庁	191	177	14	20	3	17	35	22	30	28	35	23	40	29	34	27	36	25	28	31	22	13	21	14
神戸地裁本庁	279	253	26	31	4	27	52	48	31	36	43	24	44	38	30	47	43	34	30	39	25	39	38	26
神戸地裁姫路支部	75	65	10	20	1	19	12	19	12	9	14	7	7	9	5	10	6	9	7	9	7	10	7	10
奈良地裁本庁	79	69	10	9	4	5	11	7	9	13	11	11	17	18	10	6	8	8	12	10	10	11	11	10
大津地裁本庁	94	84	10	18	6	12	10	12	10	17	18	9	16	14	11	15	17	9	6	10	5	12	7	10
和歌山地裁本庁	71	64	7	10	2	8	19	18	9	11	11	9	7	7	9	12	11	10	8	6	12	4	9	7
名古屋地裁本庁	418	376	42	63	4	59	67	74	52	88	77	63	53	73	43	38	43	38	64	49	53	45	56	42
名古屋地裁岡崎支部	142	134	8	13	1	12	21	18	15	25	21	19	25	25	19	16	28	7	26	11	22	16	30	8
津地裁本庁	104	96	8	7	1	6	16	12	10	25	15	20	19	24	15	14	20	9	12	13	8	11	11	8
岐阜地裁本庁	138	122	16	17	4	13	25	21	17	18	23	12	15	19	8	30	19	19	13	22	10	20	14	16
福井地裁本庁	48	40	8	3	1	2	7	4	5	12	7	10	4	10	4	4	7	1	9	6	4	9	5	8
金沢地裁本庁	51	44	7	7	-	7	10	8	9	10	11	8	7	11	4	7	8	3	3	5	1	7	1	7
富山地裁本庁	35	34	1	1	1	-	10	7	3	8	4	7	5	9	3	7	5	5	1	5	1	3	3	1

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成27年11月末・速報)

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年(11月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
広島地裁本庁	215	190	25	23	4	19	36	24	31	33	34	30	29	36	23	39	31	31	23	36	18	32	25	25
山口地裁本庁	58	52	6	7	2	5	8	11	2	11	5	8	15	15	8	5	8	5	5	4	6	7	7	6
岡山地裁本庁	139	127	12	13	3	10	27	16	21	27	29	19	11	21	9	26	21	14	26	20	20	9	17	12
鳥取地裁本庁	26	21	5	5	2	3	2	3	2	4	3	3	-	2	1	4	1	4	5	6	3	6	4	5
松江地裁本庁	22	20	2	3	1	2	1	2	1	4	3	2	4	4	2	5	4	3	4	5	2	1	1	2
福岡地裁本庁	355	294	61	43	5	38	61	64	35	56	56	35	35	46	24	36	43	17	66	38	45	58	42	61
福岡地裁小倉支部	142	124	18	10	-	10	17	22	5	14	14	5	18	11	12	22	21	13	34	23	24	27	33	18
佐賀地裁本庁	56	52	4	7	1	6	5	9	2	8	6	4	11	10	5	13	14	4	9	6	7	3	6	4
長崎地裁本庁	54	50	4	14	2	12	6	15	3	8	5	6	8	11	3	7	7	3	7	7	3	4	3	4
大分地裁本庁	77	72	5	6	1	5	13	11	7	16	17	6	15	12	9	11	17	3	8	7	4	8	7	5
熊本地裁本庁	93	87	6	13	4	9	13	17	5	20	11	14	12	18	8	19	19	8	8	11	5	8	7	6
鹿児島地裁本庁	124	114	10	19	3	16	17	20	13	29	26	16	6	20	2	22	12	12	20	16	16	11	17	10
宮崎地裁本庁	59	55	4	6	2	4	9	9	4	11	8	7	14	12	9	2	9	2	14	4	12	3	11	4
那覇地裁本庁	122	101	21	15	1	14	18	24	8	16	19	5	11	13	3	16	12	7	20	16	11	26	16	21
仙台地裁本庁	121	114	7	18	6	12	28	29	11	26	17	20	13	21	12	16	21	7	8	10	5	12	10	7
福島地裁本庁	44	43	1	2	1	1	7	4	4	16	16	4	2	4	2	4	3	3	7	9	1	6	6	1
福島地裁郡山支部	84	78	6	14	2	12	24	21	15	11	22	4	10	7	7	9	11	5	7	11	1	9	4	6
山形地裁本庁	57	52	5	5	1	4	10	8	6	9	11	4	15	5	14	10	17	7	3	7	3	5	3	5
盛岡地裁本庁	35	33	2	2	-	2	6	4	4	7	6	5	5	6	4	10	9	5	2	5	2	3	3	2
秋田地裁本庁	40	33	7	3	1	2	5	3	4	4	4	4	8	7	5	7	7	5	6	7	4	7	4	7
青森地裁本庁	87	79	8	7	2	5	23	17	11	11	15	7	23	13	17	9	19	7	4	9	2	10	4	8
札幌地裁本庁	217	189	28	30	4	26	39	35	30	30	37	23	25	34	14	39	28	25	24	29	20	30	22	28
函館地裁本庁	37	34	3	2	-	2	6	5	3	7	7	3	6	6	3	7	8	2	4	2	4	5	6	3
旭川地裁本庁	38	34	4	5	-	5	6	6	5	4	8	1	7	4	4	4	7	1	4	4	1	8	5	4
釧路地裁本庁	53	49	4	2	-	2	6	3	5	12	11	6	12	10	8	11	15	4	1	5	-	9	5	4
高松地裁本庁	91	84	7	7	1	6	19	18	7	16	13	10	13	16	7	10	13	4	19	14	9	7	9	7
徳島地裁本庁	54	43	11	7	2	5	5	7	3	7	8	2	7	7	2	10	8	4	7	7	4	11	4	11
高知地裁本庁	47	43	4	13	1	12	3	14	1	6	5	2	3	4	1	8	5	4	7	6	5	7	8	4
松山地裁本庁	103	95	8	8	2	6	11	12	5	9	10	4	21	10	15	18	23	10	24	21	13	12	17	8

- (注) 1 刑事局の調査による実人員である。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
 3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって新受欄の当該箇所計上した。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 概数である。

表3 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分別																			控訴人員	控訴率(%)	
		有罪																					
		有罪人員	死刑	無期懲役	懲役										有期禁錮	執行猶予	罰金	刑の免除	無罪	家裁へ移送			その他
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下											
												実刑	執行猶予	保護観察									
総数	8,489	8,265	25	161	78	112	368	894	1,681	1,656	1,428	516	1,340	710	1	1	4	1	48	7	169	2,959	35.6
殺人	1,889	1,846	10	53	35	44	210	313	246	253	206	109	367	150	-	-	-	-	11	1	31	634	34.1
強盗致傷	1,866	1,808	-	-	1	4	25	113	402	514	463	76	210	140	-	-	-	-	4	3	51	648	35.8
傷害致死	831	817	-	-	-	4	1	68	204	208	169	63	100	20	-	-	-	-	8	1	5	311	37.7
現住建築物等放火	776	761	-	1	1	2	9	25	39	100	202	86	296	196	-	-	-	-	2	-	13	157	20.6
覚せい剤取締法違反	750	720	-	-	-	-	24	106	388	167	23	8	4	2	-	-	-	-	18	-	12	368	49.9
(準)強盗致死傷	548	525	-	-	12	14	24	85	128	144	84	15	19	12	-	-	-	-	-	-	23	218	41.5
(準)強制わいせつ致死傷	511	505	-	-	-	-	3	10	23	55	128	92	194	133	-	-	-	-	-	-	6	108	21.4
麻薬特例法違反	227	227	-	-	-	-	3	23	65	95	38	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88	38.8
強盗強姦	224	209	-	6	17	23	28	63	51	15	4	1	1	1	-	-	-	-	-	-	15	88	42.1
強盗致死(強盗殺人)	219	213	15	98	11	16	22	34	14	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	4	139	64.7
危険運転致死	131	131	-	-	-	2	2	16	50	32	16	11	2	1	-	-	-	-	-	-	-	48	36.6
偽造通貨行使	121	121	-	-	-	-	-	-	1	1	28	17	74	25	-	-	-	-	-	-	-	15	12.4
集団(準)強盗致死傷	56	53	-	1	-	2	8	8	20	9	1	1	3	3	-	-	-	-	-	2	1	28	52.8
逮捕監禁致死	52	52	-	-	-	-	-	5	10	10	12	4	11	2	-	-	-	-	-	-	-	20	38.5
保護責任者遺棄致死	45	42	-	-	-	-	-	1	5	11	13	4	8	4	-	-	-	-	2	-	1	15	34.1
傷害	36	36	-	-	-	-	-	-	1	1	10	9	15	8	-	-	-	-	-	-	-	10	27.8
銃刀法違反	35	32	-	-	-	-	-	7	4	12	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	13	40.6
通貨偽造	28	26	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	17	6	-	-	-	-	-	-	2	2	7.7
強盗	27	27	-	-	-	-	2	3	5	7	8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	33.3
(準)強姦	24	24	-	-	-	-	1	2	12	4	3	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	5	20.8
組織的犯罪処罰法違反	15	14	-	2	-	-	5	2	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	10	66.7
爆発物取締罰則違反	11	10	-	-	1	1	1	3	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	60.0
麻薬取締法違反	11	11	-	-	-	-	-	4	3	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	45.5
窃盗	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	4	2	-	-	-	-	-	-	-	1	14.3
激発物破裂	5	5	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0
自殺関与及び同意殺人	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0
海賊行為処罰法違反	5	4	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	100.0
非現住建築物等放火	4	4	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建築物等以外放火	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	1	25.0
拐取者身の代金取得等	4	4	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
建築物等延焼	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0
身の代金拐取	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	50.0
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
死体損壊等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業務上過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
自動車運転過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保護責任者遺棄等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営利拐取等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
常習累犯強盗	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
関税法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0
出入国管理及び難民認定法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、免訴、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。
 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 7 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。
 8 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
 9 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 10 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
 11 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。
 12 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 13 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
 14 速報値である。

表4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (11月末)	
イ	裁判員候補者名簿記載者数	1,970,906	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	39.7	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	50.3	
ハ	選定された裁判員候補者数	783,135 [94.1]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	123,049 [102.4]	117,576 [111.0]	
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	224,372	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	35,662	
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	558,763 [67.2]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	86,294 [71.8]	81,914 [77.4]	
へ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	240,159	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	38,826	
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「へ」)	318,604	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,943	43,088	
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	240,174 [28.9]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,526 [27.7]	38,527 [27.8]	32,833 [27.3]	29,301 [27.7]	
リ	出席率(%)	(「チ」/「ハ」)	30.7	40.3	38.3	33.5	30.6	28.5	26.7	24.9
		(「チ」/「ト」)	75.4	83.9	80.6	78.3	76.0	74.0	71.5	68.0
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	64,015	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	8,222	
ル	(a) 辞退が認められた裁判員候補者の総数	476,407	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	76,058	
	(b) 辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	60.8	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.7	
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	206,463 [24.8]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,768 [23.8]	32,586 [23.5]	27,703 [23.0]	24,771 [23.4]	
ワ	選任された裁判員の数	47,883	838	8,673	8,815	8,633	7,937	6,938	6,049	
カ	選任された補充裁判員の数	16,307	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	2,045	

- (注) 1 「イ」は刑事局の集計結果、「ワ」及び「カ」は刑事局への個別報告に基づく実人員であり、概数である。
 2 「ハ」ないし「ヲ」は刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。
 3 「ニ」及び「へ」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、更に前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
 5 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 6 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 7 []は、判決人員(累計8,321人、平成21年142人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年1,202人、平成27年1,059人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

表5 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (11月末)
総数	判決人員	8,321	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,059
	平均審理期間(月)	8.8	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.1
	公判前整理手続期間の平均(月)	6.5	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.3
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.3	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.8
自白	判決人員	4,708	114	970	885	806	725	644	564
	平均審理期間(月)	7.2	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4
	公判前整理手続期間の平均(月)	5.1	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.8
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.1	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6
否認	判決人員	3,613	28	536	640	694	662	558	495
	平均審理期間(月)	10.9	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	11.2
	公判前整理手続期間の平均(月)	8.3	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	9.0
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.6	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	2.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 判決人員は実人員である。
 3 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
 4 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 5 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 6 速報値である。

表6 公判前整理手続期間(公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで)別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間(自白否認別)

	判決人員	公判前整理手続期間															平均公判前整理手続期間	
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内		3年を超える
総数	8,230	-	7	227	784	3,744	1,950	844	386	151	52	36	20	14	8	2	5	6.5月
自白	4,647	-	6	196	691	2,609	838	201	73	23	3	4	2	1	-	-	-	5.1月
否認	3,583	-	1	31	93	1,135	1,112	643	313	128	49	32	18	13	8	2	5	8.3月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

表7 平均実審理期間及び平均開廷回数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (11月末)
総数	判決人員	8,321	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,059
	平均実審理期間(日)	7.1	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2	9.4
	平均開廷回数(回)	4.3	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5	4.7
自白	判決人員	4,707	114	970	885	806	725	644	564
	平均実審理期間(日)	5.1	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	6.0	6.2
	平均開廷回数(回)	3.6	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8
否認	判決人員	3,614	28	536	640	694	662	558	495
	平均実審理期間(日)	9.8	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8	13.0
	平均開廷回数(回)	5.2	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3	5.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による。
 2 判決人員は実人員である。
 3 実審理期間は、次の方法により算出した。なお、最長のものは127日であり、最短のものは2日である。
 (1) 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。
 (2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 (3) 東日本大震災の影響等で公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 (4) (1)～(3)以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。
 4 開廷回数には、3(2)の場合の、裁判官のみで行われた公判の回数を含む。
 5 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 7 速報値である。

表8 平均取調べ証人数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (11月末)
総数	判決件数	7,831	138	1,423	1,442	1,415	1,294	1,131	988
	取調べ証人実人数	2.7	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	2.9	3.0
	検察官請求証人数	1.7	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	2.0	2.1
	弁護人側請求証人数	1.3	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3
自白	判決件数	4,374	110	905	818	753	662	602	524
	取調べ証人実人数	1.7	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	2.0
	検察官請求証人数	0.7	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	1.0	1.0
	弁護人側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
否認	判決件数	3,457	28	518	624	662	632	529	464
	取調べ証人実人数	3.9	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.1	4.2
	検察官請求証人数	2.9	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.2	3.3
	弁護人側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.3	1.3

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。
2 証人の数は、刑事局への個別報告による人員であり、相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。
3 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護人側請求証人数」に重複して計上した。
4 「取調べ証人実人数」には、職権で取り調べた証人を含む。
5 判決件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
7 概数である。

表9 平均評議時間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (11月末)
総数	判決人員	8,321	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,059
	平均評議時間(分)	607.6	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	674.9	722.3
自白	判決人員	4,708	114	970	885	806	725	644	564
	平均評議時間(分)	483.4	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	532.2	542.5
否認	判決人員	3,613	28	536	640	694	662	558	495
	平均評議時間(分)	769.4	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	839.6	927.1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。